

問 19 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 被保険者が療養の給付を受ける場合の一部負担金（自己負担額）の割合は、その者の年齢にかかわらず、一律 3 割である。
2. 70 歳未満の被保険者が受けた療養に係る高額療養費の自己負担限度額は、被保険者の所得状況等に応じて設定されている。
3. 被保険者が、業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して 4 日以上休み、その期間について報酬を受けられなかった場合は、労務に服することができなかった日の初日から傷病手当金が一定期間支給される。
4. 妊娠期間中の定期的な検診である妊婦健康診査は、療養の給付の対象となる。

解 説

チェック

1. **不適切**。療養の給付における一部負担金（自己負担額）の割合は、年齢の区分により異なっている。

【一部負担金の割合】

70 歳以上 75 歳未満	現役並み所得者	3 割
	一般所得者	2 割※
小学校入学後から 70 歳未満		3 割
0 歳から小学校入学まで		2 割

※平成 26 年 3 月末までに 70 歳に達している者については、負担割合は 1 割。

2. **最も適切**。70 歳未満の高額療養費の自己負担限度額は、被保険者の所得状況等に応じて 5 区分されている。
3. **不適切**。傷病手当金は、業務外の自由による負傷または疾病の療養のために、仕事を連続して 3 日間休み、4 日目以降の仕事に就けなかった日に対して一定期間支給される。
4. **不適切**。妊婦健康診査は、療養の給付の対象外である。

正 解 2

問 20 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 健康保険の被保険者の一般保険料率は、都道府県ごとに設定されている。
2. 健康保険の被保険者が退職後に任意継続被保険者となった場合、保険料については、任意継続被保険者と事業主であった者が折半して負担する。
3. 高額療養費の支給の対象には、保険医療機関の窓口で支払った入院時の食事代や差額ベッド代も含まれる。
4. 医療費の一部負担金（自己負担額）の割合は、被保険者の年齢にかかわらず、一律 3 割とされている。

解 説

チェック

1. **最も適切**。記述のとおり。全国の平均は約 10% である。
2. **不適切**。任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となる。
3. **不適切**。高額療養費は、医療費の自己負担額が高額になった場合に、一定要件のもと給付される制度であるので、入院時の食事代や差額ベッド代などは対象とはならない。
4. **不適切**。医療費の一部負担金（自己負担額）の割合は、年齢により異なる。

<自己負担割合>

- 0 歳から小学校入学前まで…… 2 割
- 小学校入学から 70 歳未満 …… 3 割
- 70 歳以上 75 歳未満
 - 現役並み所得者…………… 3 割
 - 一般所得者…………… 2 割※

※平成 26 年 3 月末までにすでに 70 歳に達している者は 1 割

正 解 1

問 42 国内の金融機関に預け入れられた外貨預金の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 外貨預金の利息は、円貨預金の利息と同様に、源泉分離課税の対象となる。
2. 外貨預金の預入時に為替先物予約を締結した場合、満期時に生じた為替差益は、源泉分離課税の対象となる。
3. 外貨預金の預入時に為替先物予約を締結しなかった場合、満期時の元本部分に係る為替差益は、雑所得として総合課税の対象となる。
4. 外貨預金の満期時において為替差損が生じた場合、確定申告することにより、外国株式の譲渡所得の金額と損益通算することができる。

解 説

チェック

1. **適切**。記述のとおり。外貨預金の利息も、利子所得として 20.315%の源泉分離課税となる。
2. **適切**。記述のとおり。為替先物予約を締結した場合、為替差益も合わせて源泉分離課税の対象となる。
3. **適切**。記述のとおり。為替先物予約を締結していない場合、元本部分の為替差益は雑所得として総合課税の対象となる。
4. **最も不適切**。外貨預金の為替差損と外国株式の譲渡所得を通算することはできない。

正 解 4

問 43 NISA（少額投資非課税制度）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、NISA により投資収益が非課税となる口座を NISA 口座という。

1. NISA 口座で保有することができる上場株式等には、上場投資信託（ETF）や上場不動産投資信託（J-REIT）は含まれない。
2. NISA 口座で保有する上場株式等を売却することにより生じた損失は、特定口座で保有する上場株式等の配当と損益通算をすることができる。
3. NISA 口座で保有する上場株式等を売却することにより生じた損失は、確定申告をすることにより、翌年以降 3 年間繰り越すことができる。
4. NISA 口座で保有する上場株式の配当金を非課税にするためには、株式数比例配分方式を選択しなければならない。

解 説

チェック

1. **不適切**。ETF や J-REIT も NISA 口座で保有できる。
2. **不適切**。NISA 口座では、生じた利益も損失もないものとされるため、損益通算はできない。
3. **不適切**。NISA 口座では、生じた利益も損失もないものとされるため、確定申告をしても損失の繰り越しはできない。
4. **最も適切**。記述のとおり。NISA 口座で配当金を非課税にするためには、株式数比例配分方式（保有している株数に応じた配当金を証券口座で受け取る方式）を選択しなければならない。

正 解 4

所得控除

重要度 **A**

扶養控除

平成 28 年 1 月出題

問 23 Aさんの平成 28 年 12 月 31 日現在における扶養親族およびその平成 28 年分の収入状況が下記のとおりであった場合、Aさんの平成 28 年分の所得税における扶養控除の控除額として、最も適切なものはどれか。

長女 (21 歳の大学生) : アルバイトによる給与収入金額 60 万円
長男 (17 歳の高校生) : 収入なし
二男 (14 歳の中学生) : 収入なし

- 63 万円
- 101 万円
- 139 万円
- 164 万円

解 説

チェック

扶養控除の控除額は 101 万円である。

63 万円 (長女) + 38 万円 (長男) + 0 円 (二男は控除なし) = 101 万円

扶養親族は、12 月 31 日 (年の途中で死亡した場合は、その死亡の日) において、納税者と生計を一にする配偶者以外の親族で年間所得 38 万円以下の者 (青色事業専従者として給与の支払いを受けている者および事業専従者に該当する者を除く) である。

扶養親族の種類		控除額	
扶養親族	16 歳未満	控除なし	
	16 歳～18 歳	38 万円	
特定扶養親族	19 歳～22 歳	63 万円	
一般扶養親族	23 歳～69 歳	38 万円	
老人扶養親族	70 歳以上	一般	48 万円
		同居老親	58 万円

したがって、肢 2 が正解である。

正 解 2

所得控除

重要度 **A**

総合

平成 29 年 1 月出題

問 24 所得税における各種所得の金額の計算上、控除される金額に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、所得に係る収入金額については、いずれも最小限控除される額を超えているものとする。

1. 利子所得の金額の計算上、収入金額から控除される金額はない。
2. 給与所得の金額の計算上、収入金額からその収入金額に応じて計算される給与所得控除額が控除される。
3. 退職所得の金額の計算上、収入金額からその収入金額に応じて計算される退職所得控除額が控除される。
4. 公的年金等に係る雑所得の金額の計算上、収入金額からその者の年齢と収入金額に応じて計算される公的年金等控除額が控除される。

解 説

チェック

1. **適切**。利子所得 = 収入金額。
2. **適切**。給与所得 = 収入金額 - 給与所得控除額 (特定支出控除額)。
3. **最も不適切**。退職所得 = (収入金額 - 退職所得控除額 (勤続年数に応じた金額)) × 1/2。

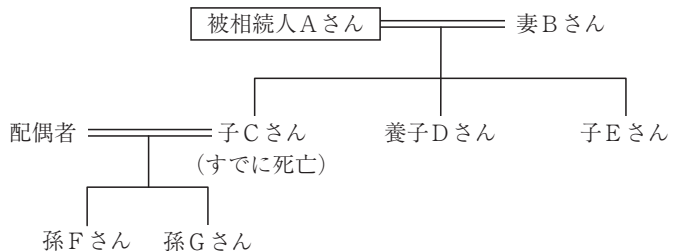
(注) 役員等勤続年数が 5 年以下である人が支払いを受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払いを受けるものについては、上記計算式の 1/2 計算の適用はない。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

4. **適切**。公的年金等に係る雑所得 = 収入金額 - 公的年金控除額。

正 解 3

問 7 下記の親族関係図において、被相続人 A さんの相続における民法上の相続人および法定相続分として、正しいものはどれか。なお、子 C さんは被相続人 A さんの相続開始前に死亡しており、養子 D さんは被相続人 A さんの養子（特別養子ではない）である。



1. 妻 B さん $\frac{1}{2}$ 、養子 D さん $\frac{1}{4}$ 、子 E さん $\frac{1}{4}$
2. 妻 B さん $\frac{1}{2}$ 、養子 D さん $\frac{1}{6}$ 、子 E さん $\frac{1}{6}$ 、孫 F さん $\frac{1}{12}$ 、孫 G さん $\frac{1}{12}$
3. 妻 B さん $\frac{1}{2}$ 、養子 D さん $\frac{1}{8}$ 、子 E さん $\frac{1}{8}$ 、孫 F さん $\frac{1}{8}$ 、孫 G さん $\frac{1}{8}$
4. 妻 B さん $\frac{1}{2}$ 、養子 D さん $\frac{1}{10}$ 、子 E さん $\frac{1}{5}$ 、孫 F さん $\frac{1}{10}$ 、孫 G さん $\frac{1}{10}$

解説

チェック

被相続人の民法上の相続人は第 1 順位の子がいるので、配偶者の妻 B と子 C・養子 D・子 E であるが、子 C はすでに死亡しているため、C の子である孫 F と孫 G が代襲相続人となる。なお、民法に養子の数の制限はない。

次に法定相続分は第 1 順位のため、配偶者 2 分の 1 と子（代襲相続人を含む）2 分の 1 である。本問は妻 B が 2 分の 1、子 C・養子 D・子 E は各 6 分の 1 であるが、子 C はすでに死亡しているため、代襲相続人の孫 F と孫 G が 12 分の 1（子 C の 6 分の 1 を半分ずつ代襲する）となる。

したがって、肢 2 が正解である。

正解 2

問 8 親族等に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 親族とは、6 親等内の血族、配偶者および 4 親等内の姻族をいう。
2. 特別養子縁組が成立した場合、原則として養子と実方の父母との親族関係は終了する。
3. 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。
4. 未成年者が婚姻をするには、父母の一方が同意しない場合、他の一方の同意だけで足りる。

解説

チェック

1. **最も不適切**。民法第 725 条：「次に掲げる者は、親族とする。① 6 親等内の血族、② 配偶者、③ 3 親等内の姻族」。ちなみに、血族は出生による血のつながりのある者をいい、姻族は配偶者の一方からみて他方の配偶者の血族をいう。
2. **適切**。民法第 817 条の 9：「養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する」。ちなみに、普通養子縁組では実方の父母との親族関係は継続する。
3. **適切**。民法第 768 条：「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」。
4. **適切**。民法第 737 条第 1 項：「未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない」。同条第 2 項：「父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる」。

正解 1